

平成30年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計78件（予算議案33件・条例議案26件・一般議案5件・道路議案1件・人事議案13件）

《予算議案》

議案第1号～議案第15号

（内容）

- ・ 平成29年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 平成29年度さいたま市特別会計補正予算 12件
- ・ 平成29年度さいたま市水道事業会計補正予算 1件
- ・ 平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第16号～議案第33号

（内容）

- ・ 平成30年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成30年度さいたま市特別会計予算 14件
- ・ 平成30年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成30年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成30年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

《条例議案》

議案第34号 さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・監査事務局監査課）

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している地方自治法の条項を整備するもの。

（施行期日） 平成30年4月1日

議案第35号 さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・市民局市民生活部ICT政策課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 特定個人情報の削除
 - ・ 庁内において情報連携を行っている特定個人情報のうち、主務省令に規定されたものを削るもの。
- 2 事務移譲に伴う特定個人情報の追加
 - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務が県から移譲されることに伴い、庁内において情報連携を行う必要がある特定個人情報を追加するもの。

（施行期日） 1については公布の日、2については平成30年4月1日

議案第36号 さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

新たな定員管理に関する計画の策定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 職員の定数の改正

区分	定数		
	現行	改正後	増減員数
市長の事務部局の職員（市立病院の職員を除く。）	5,380人	5,682人	302人
消防職員	1,331人	1,357人	26人

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第37号 さいたま市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、職員に対する退職手当の支給水準を引き下げするため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

1 支給水準の引下げ

- (1) 調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げるもの。
- (2) (1)による調整率の引下げに伴い、平成19年改正時の経過措置について規定の整備を行うもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している地方独立行政法人法の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第38号 さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所)

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業について、平成23年10月7日付けで換地処分が行われ、清算金に係る事務を含む全ての事業が終了するため、さいたま市南平野土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程を廃止するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第39号 さいたま市土壤汚染対策法関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

土壤汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等に関する規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の新設

事務の種類	手数料の額
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円
汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円
汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき 120,000円

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第40号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

道路の位置の指定に係る図面の写しの交付の事務について、手数料を追加するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の追加

- ・ 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付の事務について、手数料を1通につき400円とするもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している建築基準法の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日 (2の一部は、公布の日施行)

議案第41号 さいたま市国民健康保険財政調整基金条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税負担の年度間の平準化及び国民健康保険財政の健全な運営を図るため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、国民健康保険税負担の年度間の平準化及び国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

4 条例の廃止等

(1) さいたま市国民健康保険給付費支払基金条例は、廃止するもの。

(2) 廃止前の基金条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなすこととするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第42号 さいたま市PFI等審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市戦略本部行財政改革推進部)

地方自治法第98条第1項に基づく事務検査における指摘事項を踏まえ、PFI等審査委員会を事業ごとに設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 設置

- ・ 委員会について、PFI等の導入を検討する事業ごとに設置することとするもの。

2 組織

- (1) 委員の定数について、「5人以内」を「10人以内」に改めるもの。
- (2) これまで臨時委員として任命していた市職員を、委員に加えることとするもの。

3 委員の任期

- ・ 委員の任期は、当該事業に係る審査が終了するまでとするもの。

4 臨時委員の廃止

- ・ 臨時委員を廃止するもの。

5 議事概要の作成

- ・ 委員会は、会議ごとに議事概要を作成し、遅滞なく公表することとするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第43号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の廃止及び児童生徒数調査の結果に基づく教職員定数の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の廃止に伴い、園長の規定を削るもの。

2 教職員定数の変更

- ・ 教職員の定数を、5,881人から5,981人に改めるもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第44号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 給料表の改定

- ・ 埼玉県の給与改定状況を踏まえ、教育職員の給料月額の上昇を行うため、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の改定を行うもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第45号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、教職員に対する退職手当の支給水準を引き下げするため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

1 支給水準の引下げ

- ・ 調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げるもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している地方独立行政法人法の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第46号 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- ・ 市立幼稚園に係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第47号 さいたま市心身障害者医療費支給条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正

ア 対象者に係る規定の整備

- ・ 国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されること及び後期高齢者医療制度の住所地特例の取扱いが変更されることに伴い、医療費助成金の支給の対象者について規定の整備を行うもの。

イ 障害者総合支援法の一部改正に伴う規定の整備

- ・ 条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を整備するもの。

2 さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

・ 被保険者に係る規定の整備

- ・ 後期高齢者医療制度の住所地特例の取扱いが変更されることに伴い、保険料を徴収すべき被保険者について規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第48号 さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター開設準備室)

さいたま市子ども家庭総合センターに児童心理治療施設及び診療所を設置するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 児童心理治療施設の設置

(1) 名称

- ・ 児童心理治療施設の名称は、子どもケアホームとするもの。

(2) 定員

- ・ 児童心理治療施設の定員は、入所部が10人、通所部が20人とするもの。

2 診療所の設置

(1) 名称

- ・ 診療所の名称は、子ども家庭総合センター内診療室とするもの。

(2) 診療科目

- ・ 診療所の診療科目は、児童・思春期精神科とするもの。

3 さいたま市こころの健康センター条例の改正

- ・ 診療所の設置に伴い、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第49号 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 職員の配置の基準

- ・ 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならないこと等とするもの。

ア 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上

エ 満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上

2 職員の資格

- ・ 認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと等とするもの。

3 学級の編制の基準

- ・ 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児にあっては20人以下、満4歳以上の園児にあっては35人以下とするもの。

4 施設設備の基準

- ・ 認定こども園には、次に掲げる施設を備えなければならないこととするもの。

ア 保育室又は遊戯室

イ 屋外遊戯場

ウ 調理室

エ 乳児室又はほふく室（満2歳未満の園児の保育を行う場合に限る。）

5 健康診断

- ・ 園長は、園児に対し、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないこと等とするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第50号 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準について、規定の整備を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に準用しているさいたま市児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第51号 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 市立幼稚園に係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第52号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直し及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 税率及び課税限度額の改定

- ・ 国民健康保険税の税率及び課税限度額について、次のとおり改めるもの。

			改正前	改正後
基礎課税額	税率	所得割額	7.49%	改正なし
		均等割額	29,200円	29,300円
	課税限度額	52万円	54万円	
後期高齢者支援金等課税額	税率	所得割額	1.90%	1.93%
		均等割額	7,400円	7,600円
	課税限度額	16万円	19万円	
介護納付金課税額	税率	所得割額	1.90%	1.93%
		均等割額	8,900円	9,200円
	課税限度額	13万円	16万円	

2 均等割額の減額に係る割合等の見直し

- ・ 世帯の所得に応じた国民健康保険税の均等割額の課税額の減額について、次のとおり

改めるもの。

		改正前	改正後
基礎課税額	7割軽減	20,440円	20,510円
	5割軽減	14,600円	14,650円
	2割軽減	5,840円	5,860円
後期高齢者支援金等 課税額	7割軽減	5,180円	5,320円
	5割軽減	3,700円	3,800円
	2割軽減	1,480円	1,520円
介護納付金課税額	7割軽減	6,230円	6,440円
	5割軽減	4,450円	4,600円
	2割軽減	1,780円	1,840円

3 地方税法の一部改正に伴う規定の整備

- ・ 国民健康保険事業費納付金の導入に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成30年4月1日等

議案第53号 さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している大気汚染防止法の条項及び用語を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第54号 さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部地域医療課)

地方自治法施行令等の一部改正により、診療所の病床設置等に係る事務及び権限が県から移譲されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 療養病床を有する診療所の従業者の基準
 - ・ 従業者の員数について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。
- 療養病床を有する診療所の施設の基準
 - ・ 施設及びその構造設備について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第55号 さいたま市営北浦和臨時駐車場条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

周辺駐車場の整備等に伴う利用者数の減少等を踏まえ、さいたま市営北浦和臨時駐車場を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成31年4月1日

議案第56号 さいたま市岩槻人形博物館条例の制定について

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課岩槻人形博物館開設準備室)

人形に関する知識及び教養の向上を図り、人形文化の振興に寄与するため、さいたま市岩槻

人形博物館を設置するもの。

(内容)

1 名称及び位置

- ・ さいたま市岩槻人形博物館を市内岩槻区本町6丁目1番1号に設置するもの。

2 事業

- ・ 博物館の事業は、人形資料の収集、展示等、人形文化に関する調査及び研究、人形文化に関する普及活動その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業とするもの。

3 休館日

- ・ 博物館の休館日は、月曜日（祝日の場合を除く。）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとするもの。

4 開館時間等

- ・ 博物館の開館時間は午前9時から午後5時までとし、展示室への入館時間は閉館する30分前までとするもの。

5 観覧料

- ・ 展示される人形資料の観覧料を次のとおりとするもの。

区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （個人に限る。）
	個人	団体 （20人以上）	
一般	300円	200円	1,020円
高校生・大学生・65歳以上	150円	100円	510円
小学生・中学生	100円	50円	300円

6 特別使用料

- ・ 所蔵する人形資料の撮影又は原板の使用の許可を受けた場合における特別使用料を次のとおりとするもの。

区分		特別使用料（1点1回につき）
撮影	学術研究用	530円
	その他	4,320円
原板使用	学術研究用	530円
	その他	3,240円

7 施設等の利用及び使用料

- (1) 会議室及び附属設備は、博物館の事業に供していない期間については、博物館の設置目的に即した利用に供することができることとするもの。
- (2) 会議室の利用に係る使用料を次のとおりとするもの。

利用区分	使用料
午前（9時から12時まで）	1,710円
午後（13時から17時まで）	2,270円
1日	3,980円

- (3) 附属設備の利用に係る使用料を規則で定めるものとするもの。

8 運営委員会の設置

- ・ 博物館の運営方針及び事業計画に関する事項について調査審議等するため、さいたま市岩槻人形博物館運営委員会を設置するもの。

(施行期日) 平成32年2月22日

議案第57号 さいたま市中小企業融資条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

埼玉県信用保証協会の市町村制度金融保証取扱要領の改正を踏まえ、融資制度における市の役割を見直し、市内の中小企業者に対するあっせん手続の迅速化等を図るため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第58号 さいたま市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

都市公園法等の一部改正に伴い、さいたま市都市公園条例を改正するとともに、市内の他の公共施設との均衡を考慮し、公園施設等の休業日を見直すため、同条例のほか3条例について所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 住民1人当たりの都市公園面積の目標の見直し
 - ・ 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の目標について、都市公園と同等の機能を果たすものといえる市民緑地の1人当たりの面積を控除した面積とするもの。
- 2 公園施設の設置基準の見直し
 - ・ 原則2%とされている公園施設の建蔽率について、公募対象公園施設を設置する場合、10%を限度に上乗せできることとするもの。
- 3 運動施設の敷地面積の基準
 - ・ 一の都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を限度とするもの。
- 4 公園施設等の休業日の見直し
 - ・ 公園施設等の年始の休業日を1月1日から同月3日までとし、年末の休業日を12月29日から同月31日までとするもの。

(施行期日) 公布の日(4については、平成30年4月1日)

議案第59号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

建築基準法等の一部改正及びさいたま市都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - (1) 条例で引用している建築基準法及び建築基準法施行令の条項を整備するもの。
 - (2) 換地処分公告による地区計画の変更に伴い、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度に係る規定を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日等

《一般議案》

議案第60号 財産の取得について

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

市民会館おおみやの機能移転のための建物の一部を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

(1) 所在地 さいたま市大宮区大門町2丁目118番

大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業地内の建物の一部

(2) 取得面積 1万5,311.19平方メートルの100,000分の85,044及び共用部分の共有持分

2 取得先

大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合

3 取得額

265億7,538万4,000円

議案第61号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

市営住宅の家賃及び駐車場の使用料を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

(1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

(2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第62号 損害賠償の額の決定について

(所管課所・水道局給水部工務課)

平成28年12月2日市内大宮区仲町1丁目71番地において、隣接した公道に埋設されている給水管の破損に伴う漏水が相手方所有の建物の地下1階店舗に流入し、当該建物に損害が生じたもの。

(内容)

1 損害賠償額

618万771円

2 相手方

東京レジャービル株式会社

議案第63号 指定管理者の指定について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

さいたま市大宮体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区大和田町1丁目305番地
- (2) 名称 さいたま市大宮体育館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2384番地
 - (2) 名称 日産・エヌテック共同事業体
 - (3) 代表者 株式会社日産クリエイティブサービス 代表取締役 榎本 昌志
- 3 指定する期間
 - 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第64号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の目的
 - 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
 - 平成30年4月2日
- 3 契約金額
 - 1,760万4,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方
 - 山下 康彦

《道路議案》

議案第65号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0路線
開 発	8路線
合 計	8路線

《人事議案》

議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
鈴木 康司	再任

議案第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
宮西 陽子	再任

議案第 6 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
本山 千絵	新任

議案第 6 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
大野 榮子	再任

議案第 7 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
小川 恵美子	再任

議案第 7 1 号 埼玉県公安委員会委員の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
野瀬 清喜	再任

議案第 7 2 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
石井 依子	再任

議案第 7 3 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
金子 康子	再任

議案第 7 4 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
若谷 茂夫	再任

議案第 7 5 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
柴田 忠	新任

議案第 7 6 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
中村 仁	新任

議案第 7 7 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
山口 和範	新任

議案第 7 8 号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
山下 裕子	新任